

令和2年度分の内部通報の概要等

(1) 通報の状況

通報窓口	通報件数	左の通報件数のうち		備考
		受理件数	不受理件数	
総合窓口 (総務部行財政改革推進課)	3	2	1	
外部窓口 (外部窓口通報処理者)	1	1	0	
計	4	3	1	

(2) 通報の概要

【受理】

(総合窓口分：2件、外部窓口分：1件)

番号	受付日等	通報の概要	調査結果、是正措置の概要
R2-1	(受付) 外部窓口 R2.6.16 総務部 R2.6.17 (調査結果の通知) R2.10.26 (是正措置の通知) R3.1.26	① 県庁内の一部の所属で行われていた毎日の新聞記事の複写及び組織内回覧は、クリッピングに該当し、原則各新聞社の許諾が必要とされているところ、この許諾を受けていない可能性がある。 ② ①で行った複写のうちの一部において、新聞社ではない第三者が著作権を有する記事等について、当該第三者からの許諾を受けていない可能性がある。 ③ 新聞記事を電子ファイルに変換する電磁的複製行為等について、著作権者の許諾を受けていない可能性がある。	通報内容について調査したところ、複数の部局において、通報のあった内容と同様の複写が行われていることが確認されたため、是正のための検討を行った上で、以下のとおり措置した。 <b>【是正措置の内容】</b> ・これまで締結していた新聞複写契約を令和3年1月から見直した。 (小部分・少数の複写) 小部分・少数の複写にかかる契約について、見直しを行った。 (クリッピング利用) これまでクリッピング利用契約を締結しなかった新聞についても、クリッピング利用契約を締結した。 ・令和3年1月8日付で広聴広報課長通知を発出し、各部局総務担当課長を通じて、今回見直した契約内容及び留意事項について周知した。

<p>R2-3</p>	<p>(受付) 総務部 R3.1.19  (調査結果 の通知) R3.3.19</p>	<p>職員が、</p> <p>① 個人情報及び法人情報を適切に管理せず、皆さんに取り扱ったり、職場の秩序を乱す行為を繰り返している。</p> <p>② 年末の豚熱発生時において、所属長等からの連絡を無視し続け、確信的に職務懈怠行為を行った。</p> <p>③ 公用車の夜間の不適正な使用を繰り返す等の不適切な行為を行った。</p>	<p>通報内容について調査したところ、</p> <p>① 指摘のような事実があったことが確認されたものの、職員が指導に従わず、業務に重大な支障が生じている等の状況にはなく、指導の結果、解消もしくは改善が見られている。</p> <p>② 所属長に応答できなかった事情を説明している。また、休日等の場合に個人の事情により業務に参加できない場合があったとしても「職務放棄」にあたるまでは言えない。</p> <p>③ 出張からの帰庁が遅い時があったことは事実であることが確認されたが、職員はその理由について所属で説明している。帰庁時間が一般的な帰庁時間を超える場合や、公用車返却後職場に戻らず退庁する場合は、連絡をするよう所属長が指導し、改善され得る状況にある。</p>
<p>R2-4</p>	<p>(受付) 総務部 R3.3.29  (調査結果 の通知) R3.5.20</p>	<p>管理職と職員との話し合いの場において、管理職に対するハラスメント行為が行われた。</p>	<p>通報内容について調査したところ、ハラスメントに当たるような言動はなかった。</p> <p>しかし、職場の管理職と職員とで建設的な協議をする場において、ふさわしくない言動があったことを確認した。</p> <p>このことから、風通しの良い職場づくりに向けて、今後このようなことが起きないよう再発防止が図られた。</p>

【不受理】

(総合窓口分：1件、外部窓口分：0件)

番号	受付日等	通報の概要	調査結果、是正措置の概要
R2-2	(受付) 総務部 R2.12.28  (不受理の 通知) R3.1.12		三重県職員等公益通報取扱要綱第3条第1項各号に規定する職員等に当たらないため、不受理。